

議第22号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「割り振らない日」の右に「（第3項および第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員および次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第5条中「第3条第2項」の右に「もしくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に、「同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員」を「第3条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員」に改め、「ならびに」の右に「同条第3項または」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第9条第1項中「基づき」を「より」に改め、「当該職員の」の右に「第4条または第5条第1項の規定による」を加える。

第10条第2項ただし書中「週休日」の右に「もしくは第3条第3項もしくは第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

(滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「第3条第2項」の右に「および第3項」を加え、「および」を「ならびに」に改める。

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「勤務時間を割り振らない日」を「勤務時間条例第3条第1項、学校職員勤務時間条例第4条第1項または警察職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日」に改める。

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「週休日の」を「職員勤務時間条例第3条第1項、学校職員勤務時間条例第4条第1項および警察職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日（第15条第4項、第16条および第19条の2第1項において「週休日」という。）の日数と職員勤務時間条例第3条第3項および職員勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項、学校職員勤務時間条例第4条第3項および学校職員勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項ならびに警察職員勤務時間条例第3条第3項および警察職員勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日（第15条第4項および第19条の2第1項において「勤務時間を割り振らない日」という。）の日数を合算した」に改める。

第15条第3項中「第5条、」を「第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第5条の」を「第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の」に改め、「第3条第2項」および「第4条第2項」の右に「もしくは第3項」を加え、同条第4項中「職員勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条、学校職員勤務時間条例第4条第1項、第5条および第6条ならびに警察職員勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく」を削り、「週休日」の右に「または勤務時間を割り振らない日」を加える。

第16条中「規定に基づき」を「規定により」に改め、「当該職員の」の右に「職員勤務時間条例第4条もしくは第5条第1項、学校職員勤務時間条例第5条もしくは第6条第1項または

警察職員勤務時間条例第4条もしくは第5条第1項の規定による」を加え、「基づき、」を「より」に改める。

第19条の2第1項中「より週休日」の右に「もしくは勤務時間を割り振らない日」を加える。
(滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和49年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第39条第2項中「勤務した日」の右に「その他人事委員会規則で定める日」を加える。
(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第6条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「週休日(」および「をいう。以下同じ。)」を削る。

第14条中「週休日と」を「勤務時間を割り振らない日(病院事業庁長が定める日を除く。以下この条において同じ。)」とに、「週休日に」を「勤務時間を割り振らない日に」に改める。

第17条中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日」に改める。

(滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第7条 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(令和7年滋賀県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「週休日(」および「をいう。以下同じ。)」を削る。

第13条中「週休日と」を「勤務時間を割り振らない日(ボートレース事業庁長が定める日を除く。以下この条において同じ。)」とに、「週休日に」を「勤務時間を割り振らない日に」に改める。

第16条第1項中「より週休日」を「より勤務時間を割り振らない日」に、「週休日等」を「勤務時間を割り振らない日等」に改め、同条第2項中「週休日等」を「勤務時間を割り振らない日等」に改める。

(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第8条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「割り振らない日」の右に「(第3項および第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員および次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事

委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第6条中「第4条第2項」の右に「もしくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に、「同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員」を「第4条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員」に改め、「ならびに」の右に「同条第3項または」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第4条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第10条第1項中「基づき」を「より」に改め、「当該職員の」の右に「第5条または第6条第1項の規定による」を加える。

第11条第2項ただし書中「週休日」の右に「もしくは第4条第3項もしくは第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

第26条中「第4条および」を「第4条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第3項中「人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、」に、「第6条」を「第6条第1項」に改める。

（滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第9条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「週休日の」を「学校職員勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日（第16条の2第1項において「週休日」という。）の日数と学校職員勤務時間条例第4条第3項および学校職員勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日（第16条の2第1項において「勤務時間を割り振らない日」という。）の日数を合算した」に改める。

第16条の2第1項中「より週休日」の右に「もしくは勤務時間を割り振らない日」を、「平成6年滋賀県条例第49号」の右に「。以下この項において「職員勤務時間条例」という。」を加え、「基づき」を「より」に改め、「当該職員の」の右に「学校職員勤務時間条例第5条もしくは第6条第1項または職員勤務時間条例第4条もしくは第5条第1項の規定による」を加え、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第9条第2項」を「職員勤務時間条例第9条第2項」に改める。

（滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第10条 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「週休日、」を削り、「第10条第1項」を「第4条第1項に規定する週休日、同条第3項もしくは学校職員勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日、学校職員勤務時間条例第10条第1項」に改め、同項第4号中「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

（滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第11条 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「割り振らない日」の右に「（第3項および第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 本部長は、職員（人事委員会規則で定める職員および次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第5条中「第3条第2項」の右に「もしくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に、「同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員」を「第3条第2項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員」に改め、「ならびに」の右に「同条第3項または」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第9条第1項中「基づき」を「より」に改め、「当該職員の」の右に「第4条または第5条第1項の規定による」を加える。

第10条第2項ただし書中「週休日」の右に「もしくは第3条第3項もしくは第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

付 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。